

厚生・産業常任委員会
平成25年(2013年)12月13日
病院事業庁

平成25年11月県議会
厚生・産業常任委員会
資料

議第268号 平成25年度滋賀県病院事業会計補正予算（第2号）

----- 1

議第216号 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

----- 3

報告事項 聴覚・コミュニケーション医療センター準備室の設置について

----- 9

報告事項 精神医療センター医療観察法病棟の運営状況について

----- 11

源泉所得税の自己点検結果等について

1 経緯

源泉所得税の徴収漏れに係る知事部局における対応を踏まえ、病院事業庁として自己点検を実施した。

2 自己点検の概要

- (1) 対象機関 源泉徴収義務者である滋賀県病院事業庁長の所管する所属
(成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センターおよび経営管理課)
- (2) 実施期間 平成25年11月1日～11月27日
- (3) 対象期間 平成21年1月1日～平成25年11月25日(支払分)
- (4) 調査内容
- ① 測量士、建築士、不動産鑑定士など所得税法第204条第1項第2号に掲げる業務に関する報酬または料金にかかる源泉所得税
 - ② 報酬、料金等および給与等の源泉所得税にかかる復興特別所得税
 - ③ 交通用具を使用して通勤する人への通勤手当について、非課税限度額を超える金額の課税

3 自己点検結果および対応

- (1) 徴収不足額等

源泉所得税不足額	延滞税	不納付加算税	納付額合計
1,857円	なし	なし	1,857円

延べ支払件数22件、支払の相手方人数18名

- (2) 病院事業庁は草津税務署に源泉所得税不足額を自主納付する(平成25年12月中に納付予定)。
- (3) 病院事業庁は該当する方々に謝罪し、源泉徴収すべきであった所得税相当額を速やかに徴収する。

4 源泉徴収漏れの要因

通勤費に係る非課税限度額の適用を誤ったこと等。

5 再発防止策

- (1) 担当者に対して源泉徴収制度の周知徹底を図り、研修を実施する。
- (2) 支払事務における適正な処理を徹底するため、支出審査を強化する。

(参考)

◎所得税法第204条第1項第2号

(源泉徴収義務)

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

◎用語の説明

源泉徴収制度	所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて講演料や弁護士等の業務に関する「報酬・料金」などの特定の所得については、その所得の支払いの際に支払者が所得税を徴収して納付する制度が採用されている。
源泉徴収義務者	源泉徴収制度において所得税を源泉徴収して国に納付する者をいう。 (県においては、それぞれの所属が源泉徴収義務者となっている。)
源泉徴収をした 所得税の納付	原則としてその源泉徴収の対象となる所得を支払った翌月10日に納付しなければならない。 ○ 延滞税:税金が定められた期限までに納付されていない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する額が課される。 ○不納付加算税:源泉徴収した税金を期限内に納めなかつたときに課される。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県病院事業について、病院の使用料および手数料の額を改定するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 診療または検査のうち消費税が課される部分があるときに乗じる率の上限を100分の108（改正前100分の105）に改定することとします。（第6条関係）
- (2) 使用料および手数料の額を改定することとします。（別表第3関係）
- (3) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新																																
第1条～第4条 省略 (使用料および手数料)	第1条～第4条 省略 (使用料および手数料)																																
第5条 省略	第5条 省略																																
第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法（大正11年法律第70号） 第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者 の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に より厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条 第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療 の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準 に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難いものに ついては、病院事業庁長が別に定める額とする。	第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法（大正11年法律第70号） 第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者 の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に より厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条 第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療 の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準 に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難いものに ついては、病院事業庁長が別に定める額とする。																																
2 前項の料金の額を算定する場合において、特別に要した費用があるときは、同項に定める額に実費を加えた額とする。	2 前項の料金の額を算定する場合において、特別に要した費用があるときは、同項に定める額に実費を加えた額とする。																																
3 前2項の場合において、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律 第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、前2項に定め る額に当該部分に係る料金の額に <u>100分の5</u> を超えない範囲内において病 院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を料金の額とする。	3 前2項の場合において、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律 第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、前2項に定め る額に当該部分に係る料金の額に <u>100分の8</u> を超えない範囲内において病 院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を料金の額とする。																																
第7条～第15条 省略	第7条～第15条 省略																																
付則 省略	付則 省略																																
別表第1および第2省略	別表第1および第2省略																																
別表第3（第7条関係）	別表第3（第7条関係）																																
使用料	使用料																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室</td> <td>特別室</td> <td>1日につき</td> <td>円 16,000</td> </tr> <tr> <td>緩和ケア</td> <td>21平方メートル以上のもの</td> <td>同</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>特別室</td> <td>もの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別		区分	金額	個室	特別室	1日につき	円 16,000	緩和ケア	21平方メートル以上のもの	同	8,000	特別室	もの			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室</td> <td>特別室</td> <td>1日につき</td> <td>円 16,500</td> </tr> <tr> <td>緩和ケア</td> <td>21平方メートル以上のもの</td> <td>同</td> <td>8,250</td> </tr> <tr> <td>特別室</td> <td>もの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別		区分	金額	個室	特別室	1日につき	円 16,500	緩和ケア	21平方メートル以上のもの	同	8,250	特別室	もの		
種別		区分	金額																														
個室	特別室	1日につき	円 16,000																														
緩和ケア	21平方メートル以上のもの	同	8,000																														
特別室	もの																																
種別		区分	金額																														
個室	特別室	1日につき	円 16,500																														
緩和ケア	21平方メートル以上のもの	同	8,250																														
特別室	もの																																

	21平方メートル未満の もの	同	7,000
その他の 個室（緩 和ケア室 を除く。）	21平方メートル以上の もの	同	7,500
	16平方メートル以上21 平方メートル未満のも の	同	5,000
	16平方メートル未満の もの	同	3,050
	2人室	1人1日につ き	3,000
非紹介患者初診加算料	初診料算定1 回につき		2,100
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の5を超えない範囲内において病	

	21平方メートル未満の もの	同	7,200
その他の 個室（緩 和ケア室 を除く。）	21平方メートル以上の もの	同	7,700
	16平方メートル以上21 平方メートル未満のも の	同	5,150
	16平方メートル未満の もの	同	3,150
	2人室	1人1日につ き	3,100
非紹介患者初診加算料	初診料算定1 回につき		2,100
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病	

		院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種別	区分	金額
一般診断書 所定の書式によるもの	1通につき	1,540円
所定の書式によらない もの	同	最低 2,430 最高 3,200
健康診断書	同	1,540
死亡診断書 所定の書式によるもの	同	1,540
所定の書式によらない もの	同	3,200
死亡証明書 所定の書式によるもの	同	1,540
所定の書式によらない	同	3,200

		院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種別	区分	金額
一般診断書 所定の書式によるもの	1通につき	1,660円
所定の書式によらない もの	同	最低 2,620 最高 4,320
健康診断書	同	1,660
死亡診断書 所定の書式によるもの	同	1,660
所定の書式によらない もの	同	4,320
死亡証明書 所定の書式によるもの	同	1,660
所定の書式によらない	同	4,320

もの		
死体検案書	同	1,540
その他の文書	同	最低 760 最高 1,440

注1～5 省略

もの		
死体検案書	同	1,660
その他の文書	同	最低 820 最高 1,560

注1～5 省略

聴覚・コミュニケーション医療センター準備室の設置について

1 聴覚・コミュニケーション医療センターの趣旨

- ・世界的に未着手のため注目される「聴覚器医療」を我が国が先導
- ・生来の高度難聴児の聴覚の再生と高齢者の健康的生活に不可欠な聴力の回復を目的に「聴覚・コミュニケーション医療」を確立
- ・上記の実践に必要な要素「医療、研究所、リハビリ、人材育成等」といったシーズを一定備える成人病センターを中心とした地域に「聴覚・コミュニケーション医療センター」を整備
- ・聴覚器医療の確立、実践、機器開発、国際的システム構築を、病・産・学・官の連携で展開

2 聴覚・コミュニケーション医療センターの役割

*聴覚・コミュニケーション医療センターにおいては、今後、具体的には、次の点について、先導的な役割を官民連携のもと果たしていくことが重要と考えている。

- ① 開発した機器等を用いた、国内外の患者を対象とした医療実践
- ② 確立した医療の普及のための国内外の医療スタッフの育成
- ③ 開発した機器等を活用した医療産業分野での新規市場の開拓
- ④ 医療技術・人材・医療機器を一体的なものとして国内外へ提供

3 聴覚・コミュニケーション医療センター準備室の設置

*1. 2で示した「聴覚・コミュニケーション医療センター」構想の具体化を図るため、成人病センター事務局内に「聴覚・コミュニケーション医療センター準備室」を設置する(H25.12.16付)。

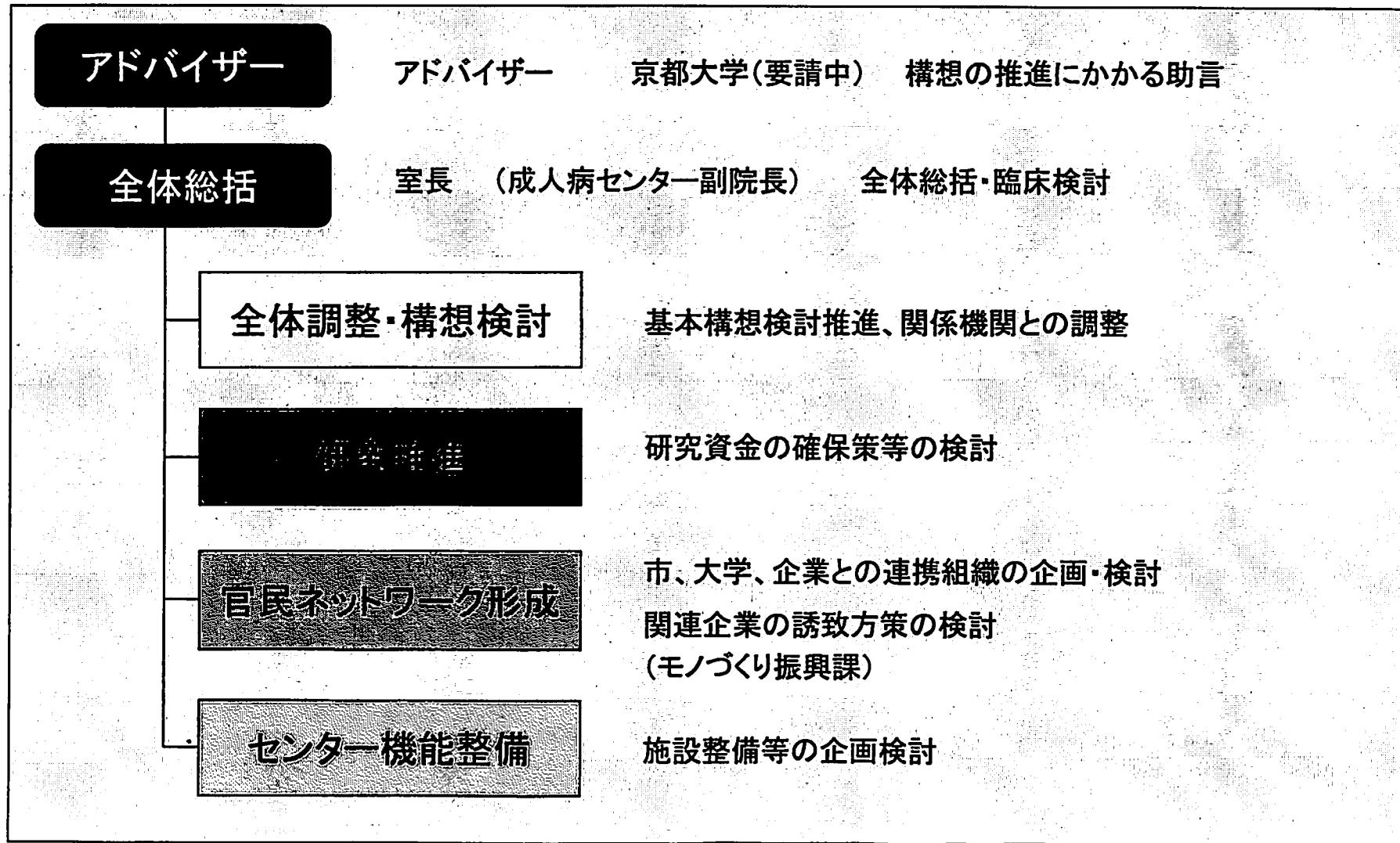
- ・準備室は、当面、兼務も含め職員4名(室長含む)でスタート。
- ・準備室には、医工連携を図るため、商工労働部モノづくり振興課職員を兼務配置。
- ・構想具体化のご指導を得るために、京都大学教授にアドバイザー就任を要請。
- ・平成26年4月からはさらに拡充を図る方向。

・・・裏面図参照

*具体的業務

- ・聴覚・コミュニケーション医療センターにかかる基本構想の検討
- ・聴覚・コミュニケーション医療センターにおける研究内容及び推進方策の検討
- ・研究施設整備等に係る企画・検討
- ・大学、企業、地元行政等との連携組織の企画・検討および関連企業との連携方策検討

聴覚・コミュニケーション医療センター準備室の設置



精神医療センター医療観察法病棟の運営状況について

1. 開棟式・内覧会・運営開始

- ・10月20日(日) 開棟式 (出席者 94名)
" 地域住民対象内覧会 (参加者 149名)
- ・10月26日(土) 行政・医療関係対象内覧会 (参加者 248名)
- ・11月 1日(金) 病棟の運営開始
- ・11月 5日(火) 入院対象者受入れ

2. 入院対象者等の状況(平成25年12月9日現在)

① 入院対象者

- ・対象数: 6名
- ・年齢構成: 30歳代 2名、40歳代 3名、50歳代 1名
- ・出身地: 滋賀県 5名、他府県 1名
- ・疾患名: 統合失調症 3名、妄想型統合失調症 2名、鑑別不能型統合失調症 1名
- ・外出・外泊: 対象者なし
- ・問題行動: なし

② その他病棟内の動き

- ・火災時等の避難訓練 1回(10月7日)
- ・無断退去防止訓練 1回(11月1日)

3. 地域連絡会議の状況

- 目的: 病棟の安全かつ円滑な運営および地元関係者等と密接な連携を図る
- 委員: 地域自治会代表者、関係自治体等職員、精神医療センター職員
- 議題: (1) 医療観察法の仕組み等の説明および情報提供に関すること
(2) 精神医療センター全体の運営状況に関すること
(3) 第3病棟の運営状況に関すること
(4) 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
- 開催: 平成26年2月頃(予定)

4. 今後の入院受入見込み

平成26年3月下旬にほぼ満床の見込み